

更新申請前後の契約権限の変更について

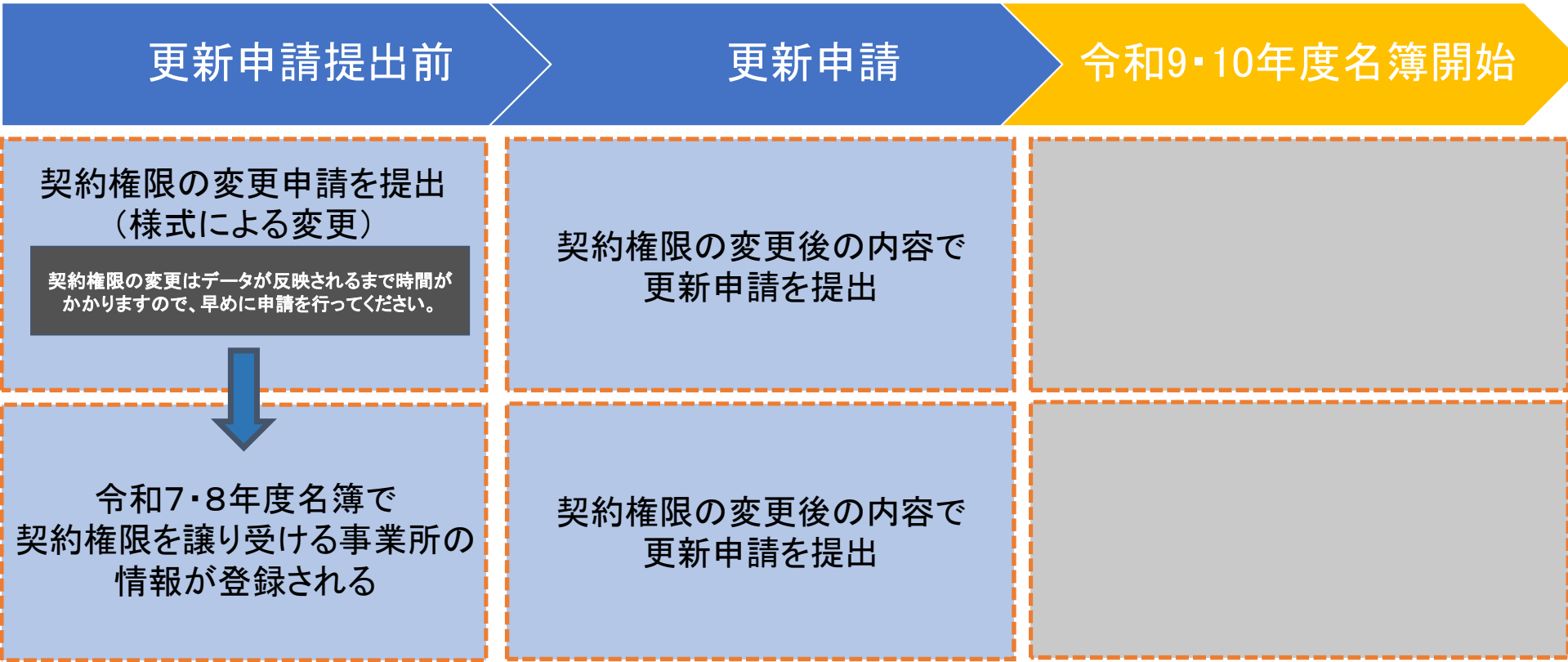
○令和8年度中に契約権限を変更する場合

- (1) **更新申請提出前**に契約権限を変更する場合
→ 契約権限の変更申請を提出してから、変更後の内容で更新申請をしてください。



令和8年9月7日～11月6日
(建設工事のみ申請する場合は11月13日まで)

令和9年4月1日～



更新申請前後の契約権限の変更について

○令和8年度中に契約権限を変更する場合

- (2) **更新申請提出後**に契約権限を変更する場合
→ 令和7・8年度名簿と令和9・10年度名簿でそれぞれ
契約権限の変更申請を行ってください。

【注意】
譲受側事業所が名簿に登録されていない場合、
契約権限の変更申請をすることにより、譲受側事業所のIDが
令和7・8年度名簿と令和9・10年度名簿で変わります。
ICカードについてもそれぞれ用意する必要がありますので、ご注意ください。

令和8年9月7日～11月6日
(建設工事のみ申請する場合は11月13日まで)

令和9年4月1日～

